第 1039 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 3月30日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

҈源泉所得税の納付時期

②:当社は現在、給料などの源泉所得税を、 7月と1月の年2回納付する特例制度を利用 していますが、6カ月分の源泉所得税となる と、かなりの納付額になってしまいます。

そこで、年2回でなく、途中で納付しても よいでしょうか。

▲ : 納期限前であれば、分割納付が認められます。

【解説】

源泉徴収税額は、その徴収の日の属する月 の翌月10日までに納付するのが原則です。

しかし、給与の支払人員が常時10人未満の場合は、給与や退職所得、税理士等の報酬料金について源泉徴収をした所得税を次のように年2回にまとめて納付する特例制度が設けられています。

- (1) 1 月から 6 月の間に支払ったもの 7 月 1 0 日まで
- (2)7月から12月の間に支払ったもの 1月10日(一定の場合には1月20日) まで

源泉所得税を毎月納めるのはめんどうだが、 6カ月分をまとめるとかなりの納付額になってしまい大変という声をよく聞きます。

納期の特例制度が承認されている場合には、 1月から3月分の源泉所得税を4月に納付し ておき、4月から6月分を7月10日までに 納付するような分割納付もできますので、利 用されてはいかがでしょうか。







